

## 伊東市観光プロモーション事業業務仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、伊東市観光プロモーション事業（以下「本事業」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めた伊東市観光プロモーション事業プロポーザル実施要領の事業概要の詳細を示し、企画提案書の提出に必要な事項を定めるとともに、本事業の実施に当たって必要な事項を定める。

### 2 業務の目的

全国有数の湧出量をもつ温泉地であり、伊東八景などの地域資源にも恵まれた本市への観光客の新規来訪及びリピート率の向上を図るため、宿泊施設への誘客対策とともに、中長期的にも来訪を見込める恒常的な仕組みの構築、「選ばれる観光地」となるための本質的な価値の向上を目指し、令和元年度から本事業を実施した。

しかしながら、上記期間において世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市民や観光事業者と意識共有を図るためのインナーブランディングの取組については、「伊東市観光ブランドブック」を作成したが、観光地「伊東」をPRするための核となる具体的なイメージづくりや対外的なプロモーションやキャンペーンについては進捗が遅れている。

このことから、令和6年度における本事業においては、観光地「伊東」としての具体的なイメージづくりを推進するとともに、そのイメージを活用して本市の認知度向上を図り、実際に本市に訪れていただけるような効果的な施策の企画・立案を目的とする。

- ① 中長期的に観光客への訴求力を高めるための市全体で統一感を持った観光地「伊東」としての具体的なイメージづくり
- ② ①で生まれたイメージを対外的に効率よく効果的に発信し、実際に本市に訪れてもらうためのプロモーション等の企画・立案
- ③ 「伊東市観光ブランドブック」及び①で生まれたイメージを市民・観光事業者等と共有するためのインナーブランディング業務

### 3 実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### 4 事業費

5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税含む。上限額）

#### 5 事業の概要

① 事業名 伊東市観光プロモーション事業

② 業務内容

(ア) 基本コンセプトの設定

- ・中長期的に来訪を見込める恒常的な仕組みを構築するためのコンセプト（観光地「伊東」をPRするための核となる具体的なイメージ）やメインターゲットの設定
- ・年間計画の策定

(イ) (ア) を効果的に発信するための企画・立案

- ・本市が実施している伊東市観光消費動向等調査の結果や自社によるマーケティングデータ等に基づいた観光客に効率よく効果的に本市の魅力を訴求するための方法とツール選定
- ・P D C A サイクルが構築された戦略的な情報発信及び恒常的な来訪促進の仕組みの構築

(ウ) インナーブランディング業務

- ・「伊東市観光ブランドブック」を活用した市民や観光事業者等との意識共有
- ・(ア) を設定する上での市民及び観光事業者等との合意形成

(エ) その他

- ・契約期間において効率的に業務を遂行するための組織内での窓口、関連する部署と役割及び担当スタッフの設置

#### 6 個人情報保護対策

受託者は、本業務の履行に当たり、個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。

また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

#### 7 報告及び検査

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行の状況その他必要

な事項について報告を求め、又は検査を行うことができるものとする。受託者は、本市からこれらの求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

また、受託者は、事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、本市に提出することとする。

## 8 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することについて、あらかじめ書面で本市の承諾を得たときはこの限りでない。

## 9 成果品等

本業務に関する成果品については、一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は本市に譲渡し、本市が指定する第三者に対し著作権人格権を行使しないこととする。

## 10 その他

- (1) 本仕様書及び本件実施要項に定めのない事項や本事業の実施に当たり疑義が生じた場合には、本市と受託者が協議して定めるものとする。
- (2) (1)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。